

北の 産業保健

HOKKAIDO

労働福祉事業団
北海道産業保健推進センター



樽前山と支笏湖

INDEX

第9次労働災害防止計画について……………	1
産業保健活動の向上をめざして……………	4
一つの接点……………	5
—北海道労働基準局労働衛生課発表— 平成9年一般健康診断結果……………	6
定期健康診断実施状況……………	7
追加ビデオ・図書の紹介……………	9
お知らせ……………	10
労働安全衛生規則の一部改正 全国労働衛生週間	
イベント情報……………	11
北海道産業安全衛生大会・北海道快適職場推進大会 小樽地区産業安全衛生大会・小樽THP快適職場推進大会	
地域産業保健センターの案内……………	12
北海道産業保健推進センターの案内……………	13



北海道労働基準局長

鈴木 佑治

第9次労働災害防止計画について

1 計画の概要

本年4月から、21世紀を担う人々が安全で健康に働ける職場の実現を目指して、第9次労働災害防止計画がスタートしました。

労働大臣が策定する第9次の「労働災害防止計画」(全国版)については、既に本年3月に閣議で了承され、官報に公示されておりますが、北海道労働基準局においても、この全国版を受け、地域の実態等を考慮して「労働災害防止計画」(北海道版)を策定しました。この計画は、平成14年度までの今後5年間における北海道の労働災害の防止のための基本的事項を示したものです。

その内容は、

- ①死亡災害については、その大幅な減少を図ること。
- ②計画期間中における労働災害総件数を20%減少させること。
- ③じん肺、振動障害、有機溶剤中毒等の職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること。
- ④産業保健サービスの充実等労働者の健康の保持増進及び快適な職場環境の形成を推進すること。

の4点を目標として、職場における健康確保等重点分野に各種対策を推進することとしています。

2 労働災害防止計画の始まり

ところで、労働災害防止計画が最初に作られたのは、昭和33年に遡ります。

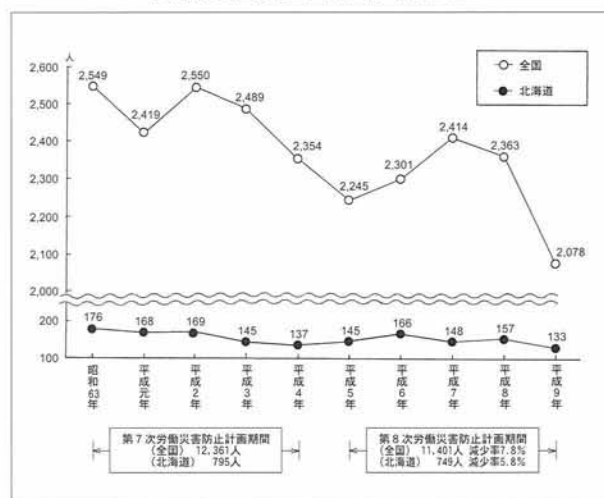
当時は、戦後復興により戦後の混乱を乗り越え、経済白書が「もはや戦後ではない」とした時期(昭和31年)から「国民所得倍増計画」(昭和35年決定)に至るまで、年々、日本経済のパイが大きくなっていった頃であります。

この経済拡大に伴い、労働災害による被災者数も急速に増加しました。今から見ても信じられないよ

うな数字であり、当時大きな社会問題となっておりました。ちなみに、最初の計画の基礎となった昭和32年の労働災害統計では、全国の死亡者数は5,612人(平成9年2,078人の2.7倍)、休業8日以上死傷者数は398,190人(平成9年休業4日以上156,726人の2.5倍)に達しております。北海道の死亡者数は642人(平成9年133人の4.8倍)、休業8日以上死傷者数は35,795人(平成9年休業4日以上9,148人の3.9倍)に及んでいました。

この急増する労働災害に直面して、このまま増加し続けると、5年後には「労働災害の死傷者数は86万人、これに伴い産業界の被る経済的損失は2200億円になると推定され」たため、第1次の労働災害防止計画は、5年後の労働災害の発生件数を推定値の半分に抑え、経済的損失を防止することを目的としたものでした。

●労働災害発生の推移(死亡)●



3 法律に基づく労働災害防止計画へ

その後、一酸化炭素中毒による多数の死傷者を出した「三井三池炭鉱爆発事故」や「東海道線鶴見事故」(いずれも昭和38年11月9日)を経て、昭和39年に「労働災害防止団体等に関する法律」(災防法)が制定され、その中で、元方事業者や発注者に対する規定(特別規制)や労働災害防止団体に関する規定が新設されるとともに、労働災害防止計画もこの災防法に基づ



第9次労働災害防止計画について

北海道労働基準局長

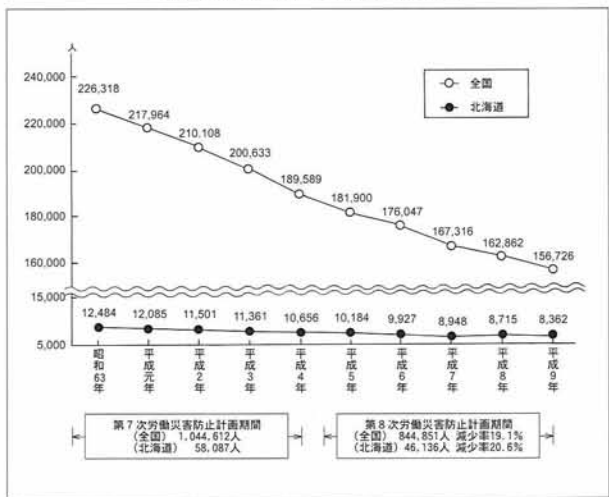
鈴木 佑治

く計画として位置づけられました。そのため、その後の労働災害防止計画では元方事業者、関係請負人に関する労働災害防止対策等が強化されています。

さらに、昭和47年に、労働基準法の「安全及び衛生」の章と災防法とを母体に「労働安全衛生法」が制定されると、労働災害防止計画も同法に基づく計画となり、今日に至っています。

この労働安全衛生法は、その制定の趣旨として、総合予防的施策を講じること、最低基準だけでなくよりよい快適な職場の形成を目指して幅広い方策を実施すること、健康管理を充実させること、さらに、公害問題とも関連して化学物質による新しい職業性疾病に対して積極的な対策を講じていくことなどが挙げられており、その後の「労働災害防止計画」においては、これらの観点が重視されるようになってきております。

●労働災害発生の推移(死傷)●



4 第8次労働災害防止計画の目標達成状況

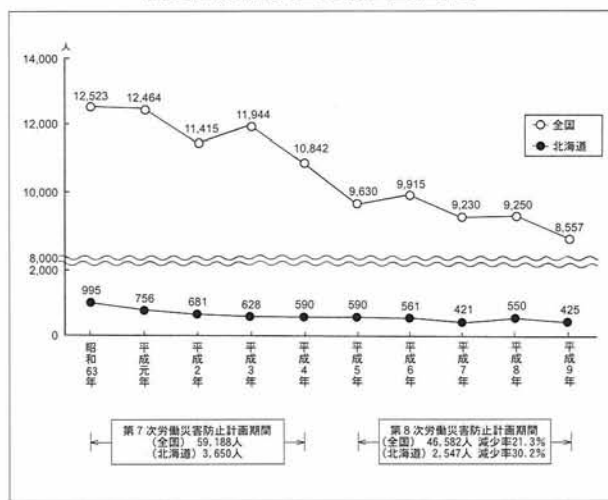
ここで、本年3月に終了した第8次労働災害防止計画の目標達成状況について触れておきます。

前期計画の目標は、①死亡災害、重篤な職業性疾病等の大幅な減少を期すること、②労働災害の総件数のおおむね25%の減少を図ること、③労働者の心身両面にわたる健康の積極的な保持増進、及び④快適な職場環境の形成を図ることにありました。

このうち、死亡災害の大幅な減少の目標については、全国では7.8%の減少、北海道では5.8%の減少となり、若干の減少は見られたものの、「大幅な減少」には程遠い結果でありました。他方、職業性疾病については、全国では21.3%の減少、北海道でも30.2%の減少となっています。

また、労働災害の総件数のおおむね25%減少の目標については、休業4日以上死傷者数は、全国で19.1%減少、北海道でも20.6%の減少となっており、目標の25%減少にはやや足りなかったものの、ある程度評価できる数字となりました。

●職業性疾病発生状況(全産業)●



5 第9次労働災害防止計画における

健康確保対策

このような経過を踏まえて、第9次労働災害防止計画は、冒頭にあげた目標を掲げ、各種の施策を推進することとしています。その全容に触れる余裕はないので、健康確保対策について全国版及び北海道版を通じての特徴点を整理してみると、次のようになります。

(1)進め方について

労働者の健康確保対策については、特に、産業保健関連機関の機能の強化、ネットワークの形成を図りつつ、推進することとしています。

(2)職業性疾病予防対策について

イ 粉じん障害の防止

新たに策定する第5次粉じん障害防止総合対策に基づき、アーク溶接作業等における作業環境の改善及びトンネル建設作業における粉じんのばく露の低減等を図り、じん肺の発生を防止するための工学的対策と健康確保対策について総合的な対策を推進することとしています。

ロ 腰痛予防対策

労働衛生教育の実施を推進する等により、腰痛予防対策指針に基づく対策の定着を図ることとしています。

ハ 「北海道職業性疾病総合対策」の推進

振動、有機溶剤、特定化学物質等、電離放射線、酸素欠乏症に係る職業性疾病対策については、「北海道職業性疾病総合対策」に基づき、計画的に推進することとしています。

ニ MSDSの作成、交付等の推進

化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針に基づき、化学物質等安全データシート(MSDS)の作成、交付等の推進を図り、その活用により取り扱う化学物質等の有害性の把握の徹底に務めることとしています。

ホ VDT作業における労働衛生対策

「VDT作業のための労働衛生上の指針」に基づく対策の定着を図ることとしています。

ト その他

電離放射線による健康障害予防対策、振動障害防止のためのガイドライン等の見直し、専門家の検討結果に基づき発ガン性・生殖毒性等の有害性が認められた物質に係る健康障害予防対策等を推進することとしています。

(3)職場における着実な健康確保対策について

産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフの選任の徹底と専門性の向上を図るとともに健康診断実施とその結果に基づく就業上の措置の徹底等の産業保健活動の活性化を図ることとしています。この際、小規模事業場については、小規模事業場産業保健活動支援促進事業等を活用することとし

ています。

また、産業保健推進センター、地域産業保健センター等の産業保健サービス機能の充実強化を図ることとしています。

(4)ストレスマネジメント対策について

ストレスによる健康障害等の予防のための総合的な調査研究を実施し、事業場におけるストレスマネジメントの普及を図ることとしています。

(5)健康づくり対策について

事業者、労働者の健康づくりに対する自主的な取組みの推進を図ることとしています。

(6)快適な職場環境の形成について

快適職場推進計画の樹立、実施等快適化への取組みを継続的に推進することとし、また、職場における喫煙対策のためのガイドラインの周知等を図ることとしています。

なお、このほか、安全及び衛生に共通する対策として、災害発生率の高い中小規模事業場の安全衛生活動の促進、安全衛生管理のノウハウの継承を図るための継続的、継続的な管理手法の充実・強化、安全衛生委員会等労使による自主的活動の推進、労働者の高齢化に伴う対策等をも推進することとしています。

6 計画へのご協力を

以上のような第9次労働災害防止計画が策定されたことにより今後の方向づけはなされましたが、この計画の下で労働災害防止、なにかんずく労働者の健康確保のための対策の実効をあげていくには、行政機関だけでなく、北海道産業保健推進センターをはじめ、各企業の労使、労働災害防止のため各種団体等関係者のご尽力が不可欠であります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



産業保健活動の向上をめざして

北海道産業保健推進センター 相談員

原 泉

一昨年、労働安全衛生法の改正により、健康診断の事後措置や産業医の専門性などが明確に定められた。これに伴い産業保健活動の重要性が企業経営者をはじめ各方面に再認識されつつある。こうした現状をさらに一步、前進させるために今日的課題を二つとりあげてみた。一つは『産業保健の規制緩和に伴う国際標準化』であり、もう一つは『産業保健職種の倫理』である。

いま、企業の経済活動ひとつを取り上げて見ても国内と海外の垣根が取り払われ『国際標準化』あるいは『規制緩和』が語られない日は一日もない。さらに、産業保健の分野でも規制緩和を行なうべきとの議論が活発になりつつある。自己責任を伴う自主管理が今後の国際化の流れの上でも必要であるというものだ。女子保護規定撤廃の法律が来年、施行予定であるとか『フレックスタイム』を導入する企業が最近、数多く見受けられるようになり、労働時間の自由裁量制も今後の検討課題になってきた。そこで、『国際標準化』という観点から、中央労働災害防止協会（中災防）が新たに取りくんでいる事業で安全衛生マネジメントシステムの構築が重要になってくると思われる。このシステムは諸外国の良い点を積極的にとりあげて、安全衛生管理計画、化学物質の管理、とくに配慮を要する者への対応など20のチェック分野で61の安全衛生活動項目を定めている。今後、我々が産業保健活動を進めていくうえでの指針となりうるのではないかと考えられる。

二つ目は『産業保健職種の倫理』という視点である。もとより産業保健活動の最低基準としては労働安全衛生法が存在する。しかし企業活動にはPL法（製造物責任法）に代表される地域環境まで含めた、より広い社会的責任が要求されるようになってきた。その結果として、企業の社会的責任までも視野に入れた産業保健活動が求められてきている。ここに産業保健職種の倫理基準を定める必要性が生じてきた。現在、日本産業衛生学会など種々の研究会で議論中

であるが、倫理基準に盛りこむ内容として、専門家の中立性、守秘義務と情報開示の原則など20項目近くがあげられている。こうした産業保健職種の倫理規定が定められる事で、より質の高い産業保健活動の展開が期待できるようになるであろう。余談になるが、去る5月に日本と韓国の産業保健研究者で構成されている『日韓産業保健集談会』が韓国の東海（日本海）に面した束草（ソクチョ）で開催され出席する機会を得た。韓国は現在、不況の真ただ中で失業率も7%を超えている。それにもかかわらず、韓国の産業保健研究者の産業保健に対する熱意は少しも落ちこんでいないのが印象的であった。来年の日本での会合では、前述の『国際化』、『倫理』問題も議論する提唱もなされている。

このようにいろいろな場面で産業保健活動の向上への具体的論議がなされているのが現状である。それを踏まえたうえでの一人一人の産業保健従事者の現場での地道な活動が今後ますます重要になってくるのは論を待たない。





一つの接点

函館地域産業保健センター コーディネーター

宝保 稔

昨年の春、函館労働基準監督署から、産保センターの役割について説明をうかがったとき、すぐ、思い当たったことがあった。5年程前より、私は北海道雇用促進協会の高年令者雇用アドバイザーの仕事をさせていただいている。60歳定年制の完全施行と、65歳までの継続雇用制の普及拡大が、この団体の役割である。その具体的推進手段の一つに、「企業診断システム」がある。これは、個別企業の実態情報をコンピュータに入力する。これに応じて、現状に於ける問題点の指摘とその解決方策が、出力される仕組みとなっており、「職場改善」「人件費賃金」「健康管理」「教育訓練」の4分野に及んでいる。

私はこのうち「健康管理」を担当し、すでに10件程取扱っていたが、これと産保センターの仕事が結びつくのではないかと、思った。それで、あまりためらうことなく、向う見ずにも、コーディネーターを引き受けてしまった次第である。

健康管理診断システムは、①健康診断と事後措置について ②健康管理体制について ③健康教育、保健指導について ④特色ある健康支援活動について ⑤作業環境管理、作業管理について 以上5項目あたり、総数66の質問が設けられている。各質問とも、複数の回答が提示されて居り、相談企業は、そのうちから該当する回答に付された番号を、コンピュータに入力する。所謂、選択回答方式である。例えば、

〈診断2 健康管理体制について〉

質問1 貴社は産業医を選任していますか？

1. 産業医を選任している。
2. 産業医を選任していない。
3. 産業医の選任の義務がない。

全ての質問に対する回答が入力されると現状に対する評価が、関連質問を数件まとめた中分類項目毎に棒グラフの形でスクリーンに表示される。更に、現状に於ける問題点の指摘と、その解決の指針が、

直ちにコメントとして出力される。という具合に展開する。このソフトは産業医科大学教授 高田和美先生を中心とする研究メンバーによって開発されたもので、相談企業からは、判りやすいという好評をいただいている。

函館地域産保センターは、昨年10月に活動を開始した。当面は、窓口健康相談に重心を置いて進めているが、現在までの実績は18件である。函館の場合、相談時間は1企業で2時間設定してある。従って、利用した企業からは、ドクターから、じっくりお話をきくことができたという点で感謝の言葉をいただいている。がその割に、利用者数が少ないという現状が問題である。個別企業に対するPRは、相当数実施しているが、実際の利用につながるのは、4社～5社に1社の割合である。基本的には、健康管理の重要性に対する認識が充分でない。身近な問題として受けとめられていないことではないかと思う。企業を訪問し、センターの業務内容を説明した段階では一様に「良い制度である。」「内部で検討してみる。」という反応が示されるが、それが直ちに利用申込みにつながらないのである。これを実現にまで押しすすめるにはどうすべきか、コーディネーターとしての私の現在の課題である。

こんな事を、アレコレ考えていた矢先、先日、北海道雇用促進協会から文書が郵送されてきた。その中に「リーフレット・産業保健活動を応援します」と「地域産業保健センター所在地等一覧」が入っているではないか！これは、健康管理診断システム支援用資料として供されたものであり、まさにわが意を得たりである。尤も、当センターの対象企業は、50人未満規模であり、雇用促進協会の方は、当面50人以上で、異なっているが、何よりも、労働基準行政系の事業と職業安定行政系のそれとが、限られた一点にせよ、共通の接点を見出したことは、制度PRの上で、大きな効果を発揮することが期待できて、私としては、とても心強い。

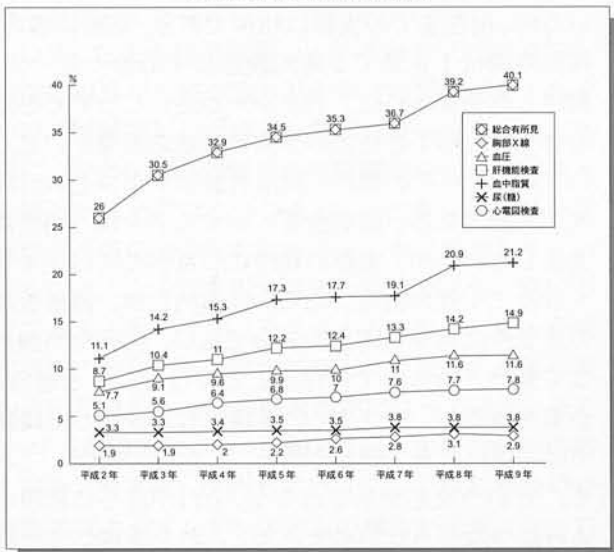
平成9年一般健康診断結果

労働者の健康診断の結果 異常所見が4割を超える

平成9年の職場の定期健康診断結果まとまる。
脳・心臓疾患につながる異常所見者増加

このたび、まとまった平成9年の道内事業場での定期一般健康診断の実施結果によると、脳・心臓疾患等につながる血中脂質、血圧等の検査での異常所見を有する労働者が年々増加しており、次のとおり総合有所見率は40.1%と初めて4割を超えました。
健康診断項目が成人病を対象とする現行の内容に改正された平成元年の翌年の平成2年の26.0%からみると7年間で14.1ポイント増加しています。

●有所見率の推移● (労働者数50人以上の事業場)



結果の概要

① 実施数

平成9年の道内の労働者50人以上の規模の事業場の定期一般健康診断の実施事業場は、4,382事業場で、受診労働者総数493,335人でした(北海道内の50人以上の事業場数は、5,307)。

② 4割を超える労働者に脳・心臓疾患等につながる血圧、血中脂質等の異常所見

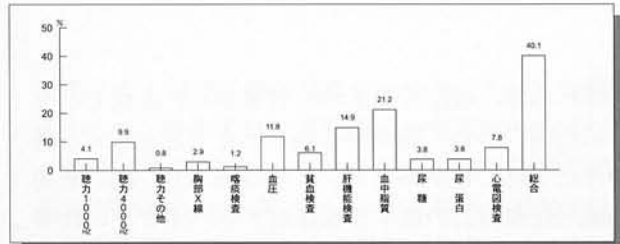
受診労働者493,335人のうち197,664人が何らかの所見を有し、有所見率は総合で、40.1%となっています。

検査項目別にみて有所見率が高いのは、血中脂質(21.2%)、肝機能(14.9%)、血圧(11.6%)、聴力(4000Hz

(9.9%))となっています。

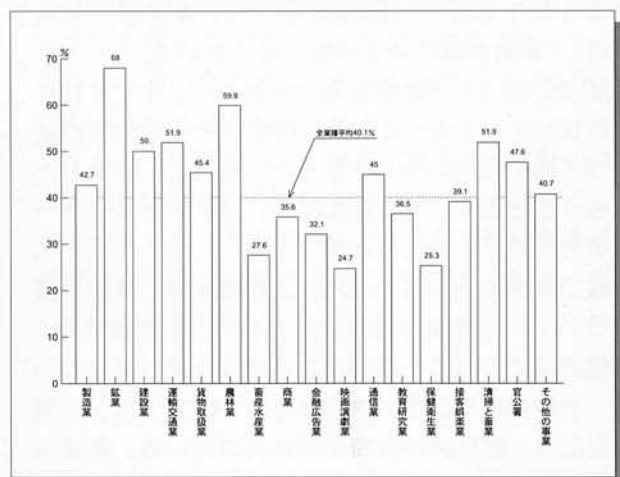
なお、血中脂質、血圧等の検査結果の異常は、高血圧性疾患、虚血性心疾患等の脳・心臓疾患等につながるおそれがあります。

●検査項目別有所見率の状況(平成9年)● (労働者数50人以上の事業場)



業種別にみると、主な業種で有所見率が高い順に、石炭鉱業(68%)、農林業(59.9%)、運輸交通業(51.9%)、清掃・と畜業(51.9%)、建設業(50%)、製造業(42.7%)となっています。

●平成9年・業種別有所見率(全業種)●



職場における的確な健康管理が一層必要なことから、一昨年、労働安全衛生法が改正され、健診結果を労働者に通知すること、有所見者について医師の意見聴取をし、就業についての配慮、保健指導等の健康管理を実施することとなっています。

北海道労働基準局では、異常所見率が増加し、今後、健康をめぐる状況がさらに深刻なものとなることが懸念されることから、新設された、健康診断の事後措置・保健指導が適切に実施されるよう、今後監督指導等様々な機会を通じて健康管理等の徹底を図っていくとともに、小規模事業場の健康診断の事後措置等を支援する小規模事業場産業保健活動支援促進事業(共同産業医助成金制度)の活用、地域産業保健センターの利用等を積極的に呼びかけていくことにしています。

定期健康診断実施状況 その1

(平成9年1月～12月)

業 種	区 分	健診実施 事業場数	受診者数	平 均 受診率	特定業務従 事労働者数	他 覚 所 見			聴 力 (1000Hz)			聴 力 (4000Hz)			聴 力 (その他)			胸 部 X 線 検 査			喀 痰 検 査			血 圧			
						実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数
製 造 業	食 料 品 製 造 業	373 (51)	38,308	88.2	4,562	36,776	1,477	4.02	30,002	1,689	5.63	27,980	2,526	9.03	5,972	47	0.79	37,591	1,196	3.18	533	3	0.56	38,212	5,969	15.62	
	繊 維 工 業	3 (1)	226	97.7	3	226	0	0.00	196	12	6.12	196	33	16.84	0	0	0.00	226	21	9.29	0	0	0.00	225	36	16.00	
	衣服・その他の繊維製品製造業	35 (0)	2,536	88.2	280	2,448	109	4.45	1,926	79	4.10	1,459	58	3.98	372	2	0.54	2,528	37	1.46	0	0	0.00	2,535	222	8.76	
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	62 (6)	5,353	92.0	543	5,330	93	1.74	4,122	343	8.32	3,978	1,049	26.37	614	2	0.33	5,294	181	3.42	0	0	0.00	5,344	964	18.04	
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	30 (1)	2,038	93.7	192	1,913	47	2.46	1,541	50	3.24	1,295	252	19.46	537	6	1.12	2,032	26	1.28	0	0	0.00	1,990	195	9.80	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	46 (30)	7,847	96.7	4,287	7,660	247	3.22	6,400	236	3.69	6,240	867	13.89	402	2	0.50	5,952	130	2.18	117	1	0.85	7,801	892	11.43	
	印 刷 ・ 製 本 業	45 (6)	5,004	92.0	627	4,412	160	3.63	2,956	188	6.36	2,872	270	9.40	1321	4	0.30	5,022	186	3.70	41	0	0.00	5,003	603	12.05	
	化 学 工 業	44 (13)	4,922	89.1	1,118	4,744	47	0.99	3,844	157	4.08	3,616	373	10.32	885	6	0.68	4,734	109	2.30	44	0	0.00	4,892	547	11.18	
	窯業土石製品製造業	50 (4)	3,806	91.7	704	3,714	123	3.31	3,315	279	8.42	3,144	804	25.57	412	5	1.21	3,730	102	2.73	0	0	0.00	3,804	630	16.56	
	鉄 鋼 業	24 (15)	4,839	92.7	2,777	4,705	5	0.11	4,749	156	3.28	4,666	599	12.84	319	1	0.31	4,259	97	2.28	0	0	0.00	4,813	379	7.87	
	非 鉄 金 属 製 造 業	4 (1)	418	95.1	112	418	1	0.24	416	1	0.24	227	3	1.32	0	0	0.00	417	3	0.72	0	0	0.00	418	8	1.91	
	金 属 製 品 製 造 業	55 (11)	5,806	94.5	1,834	5,293	51	0.96	4,492	255	5.68	4,491	936	20.84	1,279	4	0.31	5,623	182	3.24	1	0	0.00	5,805	880	15.16	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	38 (4)	3,437	90.3	296	3,353	55	1.64	2,363	171	7.24	2,252	641	28.46	1,108	4	0.36	3,415	117	3.43	0	0	0.00	3,430	549	16.01	
業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	69 (16)	9,821	91.6	1,543	9,475	111	1.17	7,212	223	3.09	6,744	459	6.81	2,501	25	1.00	9,501	110	1.16	0	0	0.00	9,819	1,069	10.89	
	輸送用機械等製造業	17 (5)	2,928	94.1	2,186	2,912	23	0.79	2,175	54	2.48	2,140	338	15.79	229	0	0.00	2,433	29	1.19	0	0	0.00	2,928	345	11.78	
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	50 (18)	7,747	95.4	946	7,554	390	5.16	6,738	165	2.45	6,869	428	6.23	762	8	1.05	7,655	296	3.87	0	0	0.00	7,741	1,045	13.50	
	そ の 他 の 製 造 業	81 (9)	6,187	86.3	964	5,970	202	3.38	5,028	241	4.79	4,647	490	10.54	937	9	0.96	6,066	186	3.07	173	0	0.00	6,182	790	12.78	
	小 計	1,026(191)	111,223	90.4	22,974	106,903	3,141	2.94	87,475	4,299	4.91	82,816	10,126	12.23	17,650	125	0.71	106,478	3,008	2.82	909	4	0.44	110,942	15,123	13.63	
	業	石 炭 鉱 業	3 (1)	1,237	78.5	1,538	1,237	0	0.00	1,237	35	2.83	1,237	241	19.48	258	0	0.00	1,235	168	13.60	0	0	0.00	1,237	192	15.52
		土 石 採 取 業	8 (0)	549	93.8	28	549	4	0.73	480	20	4.17	465	92	19.78	72	0	0.00	549	8	1.46	0	0	0.00	549	105	19.13
		そ の 他 の 鉱 業	3 (1)	340	100.0	183	340	3	0.88	283	25	8.83	283	97	34.28	17	0	0.00	339	35	10.32	0	0	0.00	340	19	5.59
		小 計	14 (2)	2,126	91.8	1,749	2,126	7	0.33	2,000	80	4.00	1,985	430	21.66	347	0	0.00	2,123	211	9.94	0	0	0.00	2,126	316	14.86
	建 設 業	土 木 工 事 業	219 (6)	18,365	94.4	1,254	17,421	807	4.63	15,907	1,257	7.90	16,200	3,920	24.20	2,181	17	0.78	18,248	852	4.67	545	20	3.67	18,174	3,429	18.87
		建 築 工 事 業	128 (4)	12,878	93.7	677	12,121	352	2.90	11,220	513	4.57	10,953	1,633	14.91	1,669	1	0.06	12,717	450	3.54	502	10	1.99	12,753	1,701	13.34
		そ の 他 の 建 設 業	52 (4)	4,929	94.2	436	4,707	89	1.89	4,115	137	3.33	4,062	460	11.32	899	13	1.45	4,911	162	3.30	167	0	0.00	4,912	688	14.01
		小 計	399 (14)	36,172	94.2	2,367	34,249	1,248	3.64	31,242	1,907	6.10	31,215	6,013	19.26	4,749	31	0.65	35,876	1,464	4.08	1,214	30	2.47	35,839	5,818	16.23
運 輸 交 通 業	鉄道・軌道・水運・航空業	69 (6)	8,768	97.4	5,437	8,732	51	0.58	8,188	110	1.34	8,142	338	4.15	428	1	0.23	8,622	72	0.84	6	0	0.00	8,749	1,672	19.11	
	道 路 旅 客 運 送 業	211(112)	26,940	91.7	20,673	26,119	621	2.38	18,544	814	4.39	18,017	2,731	15.16	8,621	151	1.75	26,226	945	3.60	425	1	0.24	26,923	6,304	23.41	
	道 路 貨 物 運 送 業	169 (19)	14,240	87.6	2,155	13,003	466	3.58	11,828	443	3.75	11,253	1,437	12.77	2,063	17	0.82	13,979	426	3.05	123	0	0.00	14,239	1,606	11.28	
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	3 (1)	207	93.4	12	207	2	0.97	156	10	6.41	156	25	16.03	27	1	3.70	201	17	8.46	0	0	0.00	207	33	15.94	
貨物取扱業	小 計	452(138)	50,155	91.0	28,277	48,061	1,140	2.37	38,716	1,377	3.56	37,568	4,531	12.06	11,139	170	1.53	49,028	1,460	2.98	554	1	0.18	50,118	9,615	19.18	
	陸 上 貨 物 取 扱 業	36 (8)	3,481	86.1	859	3,356	39	1.16	3,060	127	4.15	2,955	473	16.01	293	6	2.05	3,461	103	2.98	4	0	0.00	3,473	373	10.74	
	港 湾 運 送 業	17 (1)	1,524	95.1	139	1,490	168	11.28	1,442	55	3.81	1,437	209	14.54	324	0	0.00	1,524	45	2.95	260	0	0.00	1,524	140	9.19	
農 林 業	小 計	53 (9)	5,005	89.0	998	4,846	207	4.27	4,502	182	4.04	4,392	682	15.53	617	6	0.97	4,985	148	2.97	264	0	0.00	4,997	513	10.27	
	農 林 業	36 (2)	2,166	93.3	281	2,065	44	2.13	1,794	52	2.90	1,800	142	7.89	222	0	0.00	1,795	56	3.12	708	19	2.68	2,062	369	17.90	
	畜 産 ・ 水 産 業	3 (0)	279	91.2	0	222	0	0.00	172	12	6																

定期健康診断実施状況 その2

(平成9年1月～12月)

業 種		貧 血 検 査			肝 機 能 検 査			血 中 脂 質 検 査			尿 検 査 (糖)			尿 検 査 (蛋白)			心 電 図 検 査			医師の指 示 人 数	所見のあった者			歯 科 健 診		
		実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率		実施者数	有所見者数	有所見率			
製 造 業	食 料 品 製 造 業	27,988	2,430	8.68	27,999	3,236	11.56	27,786	6,673	24.02	37,254	1,214	3.26	37,319	1,275	3.42	27,008	2,053	7.60	14,301	17,271	45.08	657	280	42.62	
	織 維 工 業	189	30	15.87	189	41	21.69	189	80	42.33	213	5	2.35	213	7	3.29	191	19	9.95	60	157	69.47	0	0	0.00	
	衣服・その他の繊維製品製造業	1,558	152	9.76	1,554	134	8.62	1,568	281	17.92	2,390	63	2.64	2,390	65	2.72	1,524	102	6.69	716	884	34.86	0	0	0.00	
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	4,056	394	9.71	4,099	733	17.88	4,100	1,054	25.71	5,210	215	4.13	5,209	163	3.13	4,075	447	10.97	2,149	2,846	53.17	38	0	0.00	
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1,194	66	5.53	1,225	140	11.43	1,224	217	17.73	2,011	91	4.53	1,963	37	1.88	1,209	90	7.44	633	736	36.11	0	0	0.00	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	5,140	191	3.72	5,200	797	15.33	5,188	1,174	22.63	7,808	307	3.93	7,755	223	2.88	5,096	259	5.08	1,905	2,572	32.78	83	0	0.00	
	印 刷 ・ 製 本 業	3,210	272	8.47	3,292	672	20.41	3,293	929	28.21	4,961	142	2.86	4,938	125	2.53	2,556	264	10.33	1,592	2,304	46.04	16	7	43.75	
	化 学 工 業	3,681	234	6.36	3,666	509	13.88	3,659	642	17.55	4,805	156	3.25	4,805	154	3.20	2,874	270	9.39	1,673	1,827	37.12	98	35	35.71	
	窯業土石製品製造業	2,573	177	6.88	2,559	443	17.31	2,525	540	21.39	3,767	219	5.81	3,767	100	2.65	2,549	233	9.14	1,621	1,841	48.37	0	0	0.00	
	鉄 鋼 業	3,385	106	3.13	3,390	316	9.32	3,388	381	11.25	4,836	117	2.42	4,836	139	2.87	3,393	173	5.10	1,085	1,539	31.80	59	0	0.00	
	非鉄金属製造業	227	7	3.08	227	20	8.81	227	34	14.98	414	7	1.69	414	11	2.66	227	5	2.20	37	91	21.77	85	0	0.00	
	金 属 製 品 製 造 業	4,127	244	5.91	4,145	727	17.54	4,125	928	22.50	5,780	236	4.08	5,780	157	2.72	4,053	311	7.67	2,037	2,494	42.96	55	0	0.00	
	一般機械器具製造業	2,156	88	4.08	2,206	391	17.72	2,207	498	22.56	3,375	210	6.22	3,375	77	2.28	2,182	178	8.16	1,678	1,669	48.56	0	0	0.00	
	電気機械器具製造業	5,130	306	5.96	5,093	732	14.37	5,084	1,024	20.14	9,543	266	2.79	9,543	260	2.72	4,533	283	6.24	3,222	3,122	31.79	35	6	17.14	
輸送用機械等製造業	1,743	57	3.27	1,735	293	16.89	1,735	298	17.18	2,926	91	3.11	2,926	75	2.56	1,735	77	4.44	660	1,131	38.63	1	0	0.00		
業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	4,930	435	8.82	4,933	1,449	29.37	4,924	1,835	37.27	7,601	237	3.12	7,701	323	4.19	4,816	564	11.71	3,503	4,367	56.37	0	0	0.00	
	そ の 他 の 製 造 業	4,351	318	7.31	4,455	589	13.22	4,505	859	19.07	6,037	229	3.79	6,032	164	2.72	4,096	336	8.20	2,090	2,619	42.33	0	0	0.00	
	小 計	75,638	5,507	7.28	75,967	11,222	14.77	75,727	17,447	23.04	108,931	3,805	3.49	108,966	3,355	3.08	72,117	5,664	7.85	38,962	47,470	42.68	1,127	328	29.10	
	石 炭 鉱 業	1,108	80	7.22	1,108	320	28.88	1,108	393	35.47	1,160	61	5.26	1,233	180	14.60	1,108	101	9.12	383	1,013	81.89	0	0	0.00	
	土 石 採 取 業	451	12	2.66	451	73	16.19	451	89	19.73	543	46	8.47	543	21	3.87	434	39	8.99	289	283	51.55	0	0	0.00	
	そ の 他 の 鉱 業	203	9	4.43	203	37	18.23	203	47	23.15	340	15	4.41	340	7	2.06	181	13	7.18	80	150	44.12	0	0	0.00	
	小 計	1,762	101	5.73	1,762	430	24.40	1,762	529	30.02	2,043	122	5.97	2,116	208	9.83	1,723	153	8.88	752	1,446	68.02	0	0	0.00	
	土 木 工 事 業	15,348	1,122	7.31	15,716	3,332	21.20	15,674	3,567	22.76	18,096	1,419	7.84	18,018	724	4.02	15,560	1,840	11.83	8,442	10,056	54.76	30	28	93.33	
	建 築 工 事 業	9,957	582	5.85	10,389	2,109	20.30	10,389	2,187	21.05	12,726	764	6.00	12,691	402	3.17	9,930	811	8.17	4,401	5,749	44.64	0	0	0.00	
	そ の 他 の 建 設 業	3,691	186	5.04	3,860	818	21.19	3,816	875	22.93	4,792	250	5.22	4,885	176	3.60	3,553	274	7.71	2,203	2,295	46.56	1	0	0.00	
	小 計	28,996	1,890	6.52	29,965	6,259	20.89	29,879	6,629	22.19	35,614	2,433	6.83	35,594	1,302	3.66	29,043	2,925	10.07	15,046	18,100	50.04	31	28	90.32	
	運 輸 交 通 業	鉄道・軌道・水運・航空業	6,138	257	4.19	6,250	2,479	39.66	6,253	2,181	34.88	8,752	412	4.71	8,752	581	6.64	6,102	256	4.20	1,734	4,744	54.11	0	0	0.00
	道 路 旅 客 運 送 業	16,511	859	5.20	19,211	5,540	28.84	18,833	5,842	31.02	26,747	2,482	9.28	26,748	1,202	4.49	16,319	1,518	9.30	14,763	14,913	55.36	51	15	29.41	
	道 路 貨 物 運 送 業	10,160	522	5.14	10,692	1,923	17.99	10,573	2,110	19.96	14,093	705	5.00	14,092	477	3.38	10,244	873	8.52	4,132	6,311	44.32	162	67	41.36	
そ の 他 の 運 輸 交 通 業	161	5	3.11	161	28	17.39	161	34	21.12	207	13	6.28	207	6	2.90	154	22	14.29	53	68	32.85	0	0	0.00		
小 計	32,970	1,643	4.98	36,314	9,970	27.45	35,820	10,167	28.38	49,799	3,612	7.25	49,799	2,266	4.55	32,819	2,669	8.13	20,682	26,036	51.91	213	82	38.50		
貨 物 取 扱 業	陸 上 貨 物 取 扱 業	2,980	135	4.53	3,042	409	13.45	3,042	365	12.00	3,466	163	4.70	3,470	88	2.54	2,829	176	6.22	1,005	1,582	45.45	16	0	0.00	
港 湾 運 送 業	1,403	40	2.85	1,417	259	18.28	1,423	261	18.34	1,519	77	5.07	1,519	52	3.42	1,253	87	6.94	555	688	45.14	31	24	77.42		
小 計	4,383	175	3.99	4,459	668	14.98	4,465	626	14.02	4,985	240	4.81	4,989	140	2.81	4,082	263	6.44	1,560	2,270	45.35	47	24	51.06		
農 林 業	農 林 業	1,722	36	2.09	1,899	343	18.06	1,933	519	26.85	2,101	171	8.14	2,101	95	4.52	1,899	226	11.90	1,071	1,298	59.93	0	0	0.00	
畜 産 ・ 水 産 業	畜 産 ・ 水 産 業	59	10	16.95	167	7	4.19																			

追加ビデオ

ビデオ・図書・視聴覚器材・作業環境測定機器を貸出していますので、ご利用下さい。
ただし、ビデオ及び図書を宅配便等で、送付希望される場合は、送料は全て利用者負担となりますのでご承知下さい。。

(機器の貸出しは推進センター窓口へお越し下さい)

平成10年7月末現在の追加分は下表(次の)とおりです

■ビデオリスト(追加)

No.	ビ デ オ	上映時間	発 行 所
318	〈改訂版〉労働安全衛生規則の手引き	31分	PRC
319	効果的な安全パトロールとは その考え方と計画・事後措置	29分	PRC
320	ヒヤリハットを生かす安全指導のあり方	33分	PRC
321	〈改訂版〉監督者の職務と安全衛生	31分	PRC
322	ストレスは「心のカゼ」です	29分	アスパ
323	慢性疲労症候群	20分	新和
324	飲酒と健康	25分	大修館書店
325	生活習慣病を防ぐライフスタイル	30分	エクセス
326	〈食卓から防ごう生活習慣病〉あなたの生活習慣は大丈夫?その1	25分	勸日本食生活協会
327	〈食卓から防ごう生活習慣病〉ここがポイント・食生活習慣その2	22分	勸日本食生活協会
328	人間ドック利用のすすめ(正常値・異常値)	20分	新和
329	健康入浴法	18分	エクセス
330	〈土木工事の安全ビデオシリーズ〉土木工事の新規入場者教育	15分	ケーアイ・ピー
331	〈土木工事の安全ビデオシリーズ〉土木工事災害の事業者責任	15分	ケーアイ・ピー

図書の紹介

■図書閲覧貸出リスト(追加)

No.	図 書 名	発 行 所
01- 20	労働用語辞典	日刊労働通信社
02- 43・ 44	労働法全書Ⅰ～Ⅱ 平成9年版	労務行政研究所
02- 45・ 46	労働総覧Ⅰ～Ⅱ 平成10年度版	労働法令協会
02- 47～ 49	安衛法便覧Ⅰ～Ⅲ 平成10年度版	労働基準調査会
03-243～ 4	事例から学ぶ産業保健の実務第1集	労働基準調査会
03-245	プライマリ・ケアのための胸部X線像の解析 ～肺癌の早期発見のために～	(株)ろっぽう新社
03-246	産業医のためのじん肺エックス線写真図譜	(株)ろっぽう新社
04-122	喫煙と健康	(株)保健同人社
04-123	平成9年版 職場健康づくりガイド	労務行政研究所
05-100	安全の指標 平成10年度	中央労働災害防止協会
06-125	〈改正〉男女雇用機会均等法 労働基準法 育児・介護休業法	労働基準調査会
06-126～128	〈改訂版〉労災保険のしおり	勸労災保険情報センター
06-129～130	安全衛生管理ハンドブック 平成9年度版	北海道快適職場推進センター
06-247・248	〈産業精神保健ハンドブック〉産業精神保健の基礎1・2	中山書店
06-249	〈産業精神保健ハンドブック〉別冊 資料/索引	中山書店
06-131	産業医・労働衛生コンサルタントの高等常識 改訂版	篠原出版



お知らせ

改正の内容

労働安全衛生規則が一部改正されました。
改正内容は次のとおりで、平成11年1月1日から施行されます。

1. 健康診断検査項目の追加

雇入時の健康診断、定期健康診断、(特定業務従事者及び海外派遣労働者の健康診断も同様)

- (1) 高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)
- (2) 血糖検査

2. 健康診断検査方法の弾力化

聴力検査については、医師が適当と認める聴力の検査をもって代えることが出来る年齢が、45歳未満の者(35歳、40歳を除く)に引き上げられました。(たとえば、オーディオメーターによる検査→音叉による検査などに)

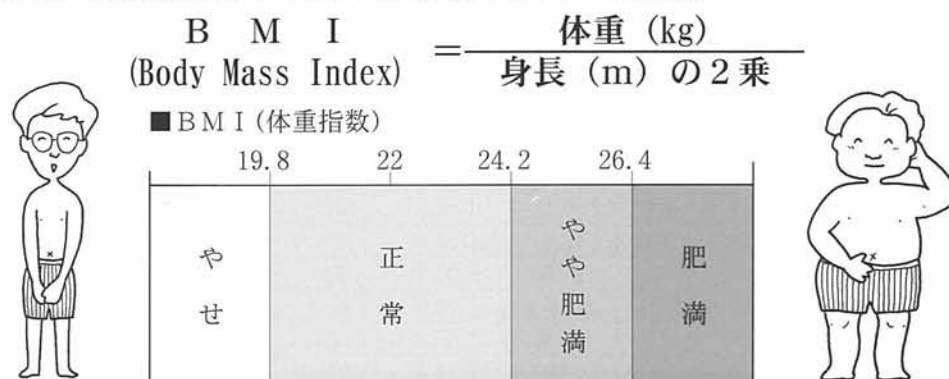
3. 検査項目の省略

追加された項目(HDLコレステロール及び血糖検査)並びに従来の項目で省略出来なかった尿糖検査についても定期健康診断の項目から医師が必要でないと認めるときは、省略出来ることになります。(雇入時の健康診断は不可)(省略の基準が告示によって定められます。)

4. BMI(体重指数)の記載欄を追加

各健康診断(雇入時、定期、海外派遣)の個人票に、BMI(体重指数)を記載する欄が設けられました。

BMIは、肥満度を判定する場合の目安となります。(下記参照)



昭和25年に実施されて以来、本年度で第49回目を迎える

平成10年度 **全国労働衛生週間** がはじまります。

本週間/10月1日～ 準備期間/9月1日～30日まで

スローガン

「快適職場に明るい笑顔 あなたが主役の健康づくり」

事業場における産業保健活動の活性化、心とからだの健康づくり(THP)快適職場環境の形成等を推進し、21世紀を担う人々が安全で健康に働ける職場の実現を目指しましょう。

主唱者

労働省、中央労働災害防止協会

協賛者

各労働災害防止団体

協力者

関係行政機関、地方公共団体
安全衛生関係団体・事業者団体等

実施者

各事業場

イベント情報



北海道産業安全衛生大会・北海道快適職場推進大会

■と き／平成10年9月29日(火)13時～

■ところ／共済ホール6F（札幌市中央区北4条西1丁目）

■しだい／第一部 開会式

第二部 表彰式（快適職場推進計画認定証交付等）

◇ストレッチ体操

第三部 特別公演

長野五輪に学ぶ『勝利の方程式』試走者たちの金メダル

講演者 伊藤龍治氏（株）スポーツライン代表取締役

◇大会宣言

◇閉会

■快適職場PRコーナー

★「快適職場づくり」に一層のご理解を頂くため、快適職場推進コーナーを設置しています。

■参加費／無料（ただし平成10年9月10日までに申し込みください。）

■申込先／北海道産業安全衛生大会開催事務局

（FAX番号 011-747-6238 北海道労働基準協会連合会内）

小樽地区産業安全衛生大会・小樽THP快適職場推進大会

■と き／平成10年10月15日(木)14時～

THP（トータルヘルス・プロモーション・プラン）

体験コーナーは13時から予定

■ところ／小樽市民センター（マリンホール）（小樽市色内2丁目13番5号）

■しだい／第一部 小樽地区産業安全衛生大会

☆中小企業無災害記録証顕彰

☆小樽地域産業保健センターの事業説明

第二部 小樽THP・快適職場推進大会

☆快適職場推進計画認定事業場の紹介

☆特別公演

THP関係『THPから見た健康づくり』

☆THPデモンストレーション

■参加費／1,000円（当日、会場で支払い）

■申込先／小樽労働基準協会へ郵送又はFAXで、9月25日までに申し込み下さい。

（小樽市色内1丁目9番1号 松田ビル FAX0134-27-3994）



地域産業保健センター

50人未満の事業場とそこに働くみなさんに健康相談をはじめとする産業保健サービスを提供します。

**お気軽に
ご利用下さい。**

ご相談は無料でおこないます。
内容についての秘密を守ります。

◆相談申込み

相談日程等は各センターによって
異なっておりますので、お電話で
確認の上、ご相談下さい。

◆健康相談などの内容

1. 健康診断結果のフォロー、成人病などの対策。
2. 有機溶剤、粉じん、騒音などの健康管理対策。
3. 腰痛、中高年者、メンタルヘルスなどの対策。
4. ワープロ、パソコン従事者の健康管理。
5. 事業場の訪問指導。
6. 母性健康管理（妊娠中等の健康管理等）
※札幌地域産業保健センターのみ

札幌	地域産業保健センター (札幌市医師会館内) 札幌市中央区大通西19丁目 ☎(011)611-4181	札幌東	地域産業保健センター (北広島医師会内) 北広島市北進町1丁目5番地 ☎(011)373-6466	函館	地域産業保健センター (函館市医師会内) 函館市元町33番19号 ☎(0138)26-1619
小樽	地域産業保健センター (小樽市医師会館内) 小樽市富岡1丁目5番15号 ☎(0134)22-4111	岩見沢	地域産業保健センター (岩見沢市医師会内) 岩見沢市10条西3丁目1番4号 ☎(0126)22-5347	旭川	地域産業保健センター (旭川市医師会館内) 旭川市金星町1丁目1番50号 ☎(0166)23-6007
帯広	地域産業保健センター (帯広市医師会館内) 帯広市東3条南11丁目2番地 ☎(0155)24-2802	滝川	地域産業保健センター (滝川市医師会内) 滝川市新町2丁目8番10号 ☎(0125)24-8744	北見	地域産業保健センター (北見医師会内) 北見市幸町3丁目1番24号 ☎(0157)23-2787
室蘭	地域産業保健センター (室蘭市医師会内) 室蘭市東町4丁目20番6号 ☎(0143)45-4393	苫小牧	地域産業保健センター (苫小牧保健センター内) 苫小牧市旭町2丁目5番4号 ☎(0144)37-3211	釧路	地域産業保健センター (釧路市医師会内) 釧路市幣舞町4番30号 ☎(0154)41-3856
名寄	地域産業保健センター (上川北部医師会内) 名寄市西5条北2丁目 ☎(01654)2-5311	留萌	地域産業保健センター (留萌医師会内) 留萌市錦町1丁目5番6号 ☎(0164)43-2020	稚内	地域産業保健センター (宗谷医師会内) 藤野外科整形外科医院内 稚内市大黒2丁目6番44号 ☎(0162)24-1510
日高	地域産業保健センター (日高医師会内) 浦河赤十字病院内 浦河町東町ちのみ1丁目2-1 ☎(01462)2-6262	南後志	地域産業保健センター 倶知安町北1条東1丁目2 ☎(0136)22-3108	※札幌地域産業保健センターは札幌市内、札幌東地域産業保健センターは、札幌市と浜益村を除く石狩支庁管内を管轄します。	



北海道産業保健推進センター

50人以上の事業場の事業主・その労働者、産業医等の産業保健活動を支援します
原則として無料でご利用できます。相談内容等についての秘密は厳守いたします。

① 窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々の問題について、専門スタッフがセンターの窓口又は電話で相談に応じ、解決方法を助言します。

また、職場巡視等の実践的活動については、専門スタッフが現地に赴いて相談に応じ、具体的方法を助言します。

② 情報の提供

産業保健に関する図書・教材等の閲覧・貸出し、コピーサービスを行います。また、産業保健に関する情報をとりまとめ、情報誌を発行します。

※コピーサービスについては、実費を申し受けます。

③ 研 修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。

また、当センター以外の団体が実施する研修について、教育用機材の貸出し、講師の紹介等の支援を行います。

④ 調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施します。

⑤ 広報・啓発

職場における健康管理の重要性を事業主に正しく理解していただくため、事業主セミナーを開催する等広報・啓発を行います。

⑥ 地域産業保健センターへの支援・協力

地域産業保健センターにおける窓口相談や個別訪問産業保健指導を実施する産業医等を対象とした研修の実施、産業保健情報の提供、資料の配布などの支援・協力を図ります。

⑦ インターネットによる業務案内

センターでの活動をインターネット上で理解しやすく公開しています。

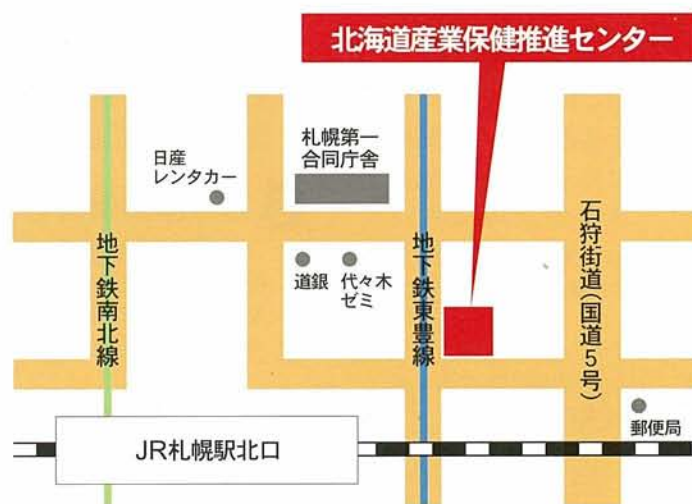
(アドレス <http://www.OHD.rofuku.go.jp>)



●産業保健相談 担当相談員予定表●

専門分野	氏 名	現 職	担当曜日	専門科目・分野等
産業医学	古 屋 統	北海道労働保健管理協会 医師	月曜午後隔週	産業保健・精神保健
同上	清 田 典 宏	北海道労働保健管理協会理事	月曜午後隔週	産業保健・外科
同上	岸 玲 子	北海道大学医学部教授	木曜午前	産業保健・疫学
同上	岩 田 善 輔	江別市 嘱託医	水曜午前	産業保健・内科
同上	原 潤 泉	札幌鉄道病院保健管理部 主任医長	火曜午後	産業保健・作業環境関係
カウンセリング	杉 山 善 朗	北海道女子大学教授	金曜午前	カウンセリング・心理テスト
労働衛生工学	西 安 信	北海道工業大学工学部建築工学科教授	随時	作業環境関係
メンタルヘルス	小 片 基	札幌学院大学教授	金曜午後	精神医学・精神保健
労働衛生関係法令	岡 崎 富 夫	北海道安全衛生研究所所長	木曜午前	労働安全衛生法、じん肺法
同上	横 内 順 吉	札幌東労働基準監督署労働基準相談員	月曜午前	同上

※担当日（時間）については、相談員の都合により変更になる場合があります。



労働福祉事業団
北海道産業保健推進センター

〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目NSS・ニューステージ札幌11階
TEL011-726-7701 (代) FAX011-726-7702
ホームページ <http://www.OHD.rofuku.go.jp>